オーラルヒストリー インタビュー

対象者:前島 明成(まえじま あきなり)氏(農林水産省東北農政局長)

<役職>(東日本大震災関連)

平成23年5月 内閣官房 被災地復興に関する法案等準備室 参事官

平成23年6月 東日本大震災復興対策本部事務局 参事官

平成24年2月 復興庁統括官付 参事官(~平成26年1月)《復興特区班》

日 時: 2024年5月10日(木)13時30分~16時20分

場 所:仙台協立第1ビル 4階4-B会議室

(宮城県仙台市青葉区国分町 1-8-13 仙台協立第1ビル レンタルスペース)

インタビュアー: 重川 希志依 (常葉大学)、田中 聡 (常葉大学)

復興庁:佐藤 将年、藤本 実紗(復興庁復興知見班)

記録者:竹本 加良子(株式会社サイエンスクラフト)

1.2011 (平成23) 年3月11日から_都市農業室の状況

○前島:震災が起きた2011(平成23)年の3月11日は、農林水産省の農村振興局 農村政策部 都市農村交流課で、都市農業室長というポストに就いていました。ちょうどその年の1月の人事でその都市農業室長になったんです。

都市農業室ですので、震災が起きると共にほとんど仕事がなくなったんですね。もう都市 農業とかの振興とかをやっていられるような状況ではなくなりましたから。確か3月11日 は金曜日でしたから、翌週に大阪府に出張する予定を組んでいたんですけれども、もうその 話も飛んでしまって、開店休業状態みたいな感じに陥っていたんです。私のいた農村政策部 は、主に農村振興を中心に、地域振興ですとか都市との交流ですとか、あとは農地の利用計 画とかを担当してる分野なんです。もう一つ整備部っていう部があって、こちらは農業関係 の公共事業を担当しています。田畑の区画整理といった圃場整備事業とか、あとは水利関係 の事業ですね。水路ですとか堰ですとか、そういった設備の補修・新設・維持管理といった ようなことを中心とした、農業農村整備事業と言うんですけれども、そういうトンカチの部 署というふうに分かれています。特に後者のトンカチやってる部署は、震災でもういろんな ものが壊れましたから、ずっと大変な状況になっていたという状況でした。私のいた部署は そうやって開店休業だったので、静かに目立たないように過ごしてたんです。

2.2011 (平成23) 年5月10日 被災地復興に関する法案等準備室への異動

○前島:連体の半ばに秘書課長に呼ばれて。というのは、総務課長が確か内示の日に休みを取っていたんです。総務課長がいないのでということで秘書課長に呼ばれて、「連休明けの5月10日付けで被災地復興に関する法案等準備室に行ってくれ」というふうに言われました。ただ、辞令ではこの字を見ているんですけれども、看板も何にもない所だったんです。なので、本当にこれが正式名称だったのか辞令を見ただけなので、今だにあんまり真実味がないっていうか、そんな状況の下で私は法案等準備室に行ったんですね。

当時震災の対応は三つに分かれていて、他に緊急災害対策本部と原子力災害対策本部と ありました。原子力災害対策本部は、ちょっと毛色が違うというか。ですから私たちの法案 等準備室と、緊急災害対策本部が並行して走るっていうんですかね。緊急対策本部は、岡本 全勝〔被災者生活支援チーム事務局次長、出身府省庁:総務省〕さんがトップで、急場の対 応を中心にやっていました。

私たちは法案等準備室とあったんですけれども、基本的には五百籏頭〔眞〕先生が座長をされていた〔東日本大震災〕復興構想会議の対応がメインで人が集められたっていうかたちです。田島〔淳志〕さんは、こちらの法案等準備室の一番最初のメンバーなんです。3月のどの時点かは分かりませんけれども、3月の時点でもう集められてたんです。13人ぐらいの、われわれが中でピルグリム・ファーザーズと呼んでたメンバーの一人でした。あと、国土交通省の重田裕彦くんとか、まず13人くらい。5月の連休の前に各省からまた12、3人ぐらい集められまして。そのあと、連休のあとにまた二十数人集められました。その二十数人っていうのは、私も含めて大半の人間が5月10日だったんですね。1日2日遅れてっていうのも何人かいましたけれども。例えばその中には財務省から菅〔義偉〕総理の秘書官をやった寺岡光博〔出身府省庁:財務省〕さんとか。彼は1日2日確か遅れて来たんですけれども、基本的にそのタイミングで大体50人規模になりました。ですので、ちょうどその5月10日の連休明けのタイミングで三会堂ビルに移りました。緊急対策本部のほうは、内閣府本府の地下の講堂にキャンプ状態みたいな感じで仕事をしていたんですね。

法案等準備室は、最初は人数が少なかったということもあって、私はその部屋は全然行ってないんですけれども、緊急対策本部と同じ建物の上の階のどこか会議室にあったんです。それが大体人事異動で人を集めるっていうタイミングで、倍倍ゲームで増えてるんですね。最初 13 人で、それが 25、6 人。そして、私が行った 5 月の連休明けで約 50 人とかってなってくると、その会議室には人が入れないので、官邸からも近い、霞ヶ関からも近い、ということで三会堂ビルにちょうど移ったタイミングで、私をはじめとして二十数人がこちらに

行ったということです。

3. 復興構想会議と復興構想会議検討部会の対応

○前島:最初は法案を作るんだろうっていう動きはもちろんあったんですけれども、5月 10 日の時点では、例えばどんな法案を作るのかとかいうようなことについて、何かアイデアがあったわけではないんですね。とにかく法案を作るんだろうっていう、そういう考えがあったからもちろん被災地復興に関する法案等準備室なんですけれども。最初のうちは、何か具体にこういう法律を作るというような、今の復興特区法とかそういった具体像があったわけではなくて。むしろメインの仕事としては、復興構想会議の面倒をみるっていうかたちでした。

大体普通はこういった政府系の会議というのは、委員の中にある程度役所のやり方にも精通したような方がいらっしゃったりとかして、細かいシナリオを作るわけではないですけれども、ある程度事前に打ち合わせ等をしながら進めていったりするわけですけれども。当時の民主党政権の方針もあって、基本的に役所の人間は入れないようなかたちで会議が行われました。毎回紛糾してたんですけれども、そういうかたちでやってましたので。ただそれだと、例えばその場でどなたかが質問をされても、誰も何も答えられないっていうようなかたちになったりして。対応がなかなか難しいっていうことがあって、私たちが集められて。基本的にその委員の先生方にそれぞれ担当みたいなかたちで張り付いて、復興構想会議の対応をするっていうのが当初やっていたことですね。

私は主には、福島県の僧侶で芥川賞作家の玄侑宗久〔東日本大震災復興構想会議委員〕さんの担当をしていました。それぞれ各省からきている参事官が、あなたはこの人、あなたはこの人という感じで、一応ちょっとチームを組むみたいな感じですね。私は玄侑宗久さんがメインなんですけれども、文科省から来られてた串田俊巳さんという参事官が、高成田享さんという委員の方の担当で、一緒になって対応するっていうような感じですね。お互いメインの担当は、私は玄侑宗久さんですし、串田さんは高成田さんということで、カバーしながら基本的にはマンツーマンで対応するっていうかたちで、しばらく回数を重ねていったっていうのが、5月の頭からの感じですかね。

まず復興構想会議自体が6月の終わりまでの間に提言をまとめるんだということで動いていたわけですけれども。とにかく役人の言うことは全く聞かないっていう会議でしたので、なかなか進まないんですね。こちらの準備室のヘッドは、財務省から当時内閣審議官をされていて、その後財務省の事務次官をされた佐藤慎一さんで、会議の回しをこういうふう

にやっていこうっていうふうなことを考えられて対応しました。

復興構想会議の対応をしつつ、役所としてのタマ込めをどうするかっていうので、政策研究院大学の飯尾〔潤〕先生がヘッドになって、東日本大震災復興構想会議検討部会を転がしてました。検討部会での特に飯尾先生の働きは超人的だったと思うんです。飯尾先生は検討部会の回数ももちろんそれなりには重ねましたけれども、それにあたって全ての役所からヒアリングを何度も重ねられたんですね。毎日ヒアリングをされたんです。最初正直なところ、そういうような進め方をするっていうのを聞いた時に、本当にやれるか疑問だったんですけれども。もう本当全ての役所から、朝から夕方まで何時間にもわたって毎日のようにヒアリングをする。各役所はこんな対応を考えているんだとかいうことを、飯尾先生に打ち込んでいくっていうことを復興構想会議の対応と並行してやっていました。私は農林水産省からの出向者として、農林水産省関係の打ち込みを検討部会において行ったっていうのがもう一つの仕事っていう感じですね。

検討部会と復興構想会議は、一応復興構想会議が親会議で検討部会が子っていう感じではあったんですけれども、なかなか実際には微妙なところがあってですね、どっちが上でどっちが下なのかみたいな議論もいろいろあったりしていました。ただ、われわれ役所の側からすると、復興構想会議のほうは知事とかも入っていて、大体いつも結構議論の最初から話が空転しちゃったりとかですね。実際5月10日の赴任した日が午後から第4回復興構想会議がある時だったんですけれど、いきなり6時間か7時間ぐらい会議をやって、それも話が始まってもう30分ぐらいで話が紛糾して、迷走するっていう感じでいたんですね。しかも役人は口を差し挟むことはできないっていう場でしたから。それに対して、検討部会のほうでは、飯尾先生が各役所からいろいろと話を聞いて、様々な復興施策をどういうふうに組み合わせていくのか、どういうふうにしていくのかっていうことの検討を重ねていたっていうかたちですね。

復興構想会議のほうは5月に、復興構想7原則〔平成23年5月10日 東日本大震災復興構想会議決定〕っていうのを打ちだされて。それを中心に復興構想会議としての提言をまとめていくという方向性が出されて、それを持っていくようにしたのが佐藤慎一さんであり田島〔淳志〕さんだったりっていう、そのグループだったんです。

一方で個別の施策をどうするのかというところについては、その検討部会のほうで各役 所がいろいろ打ち込んでいましたので、それをベースにどういうようなことを突っ込んで いくのかというのを、検討部会を中心に検討が進められていたというかたちです。

最終的には6月に提言をまとめる時に両者をつなぎ合わせて、かつ御厨〔貴〕先生がうまく冒頭と最後の末尾の部分を、われわれ役人だと書けないような非常に感情の込もった文

章で書かれて。間に、ある意味、その検討部会での検討がベースになった実務的な内容が、 サンドイッチのようにはさみこまれるというようなかたちで提言が出来上がりました。そ こまでが、6月の終わりまでの検討部会と復興構想会議における検討という感じですね。

5月10日の復興構想会議は珍しく平日に開催されたんですけれども、お忙しい方が非常に多かったので、確かそのあとの構想会議のほとんどだったか全部だったような気もするんですけど、基本は土日にやっていました。検討部会の飯尾先生のヒアリングは平日にやるっていう感じでやっていましたので、5月10日に着任して、休みの日は大体復興構想会議がありましたし、当然日曜日にやるとなれば土曜まで資料作成に追われます。6月の下旬に提言が出て、東日本大震災復興基本法ができて、東日本大震災復興対策本部になりました。そのあと7月29日に東日本大震災からの復興の基本方針が決定しますが、これはただ復興構想会議の提言を、基本的に閣議決定ベースに落とし込んでいくっていう作業です。いろいろありましたけれども、何か新しいことが付け加えられるっていう類のものではないですから。ただそれでも、海の日の三連休の辺りまでは本当に忙しくて。私の場合は幸いにして5月の連休明けから着任しましたので、連休まではしっかり休みが取れていたんですけれども。連休が明けてからは、確か7月の下旬まで4日ぐらいしか休まなかったと思うんです。土日も出て来て仕事をするっていうそんなかたちでしたね。

4.2011 (平成23) 年7月から 東日本大震災復興特別区域法の策定

○前島: どのタイミングでっていうのはなかなか難しんですけれども、私が復興特区班っていう班の参事官っていうことになりました。夏の人事で、7月から8月にかけてまた体制が充実したんですね。被災地復興に関する法案等準備室は、5月の時点で50人になってたんです。で、7月から8月にかけての人事異動で100人体制になりました。ちなみにそれがさらに年末年始、平成23年から24年に切り替わる頃の人事異動で大体200人ぐらいになって復興庁に至る、という感じになるんですけれども。

50人から100人になるタイミングで、国土交通省の青木由行さんという方が参事官で来られて。青木さんと私の二人参事官体制で東日本大震災復興特別区域法を作るということで、あとは下のスタッフが追加されて検討することになったんです。

復興特区法の内容は、大きく分けると三つなんです。一つはいろんな特例がぶら下がっている復興推進計画の仕組みですね。二つ目が土地利用計画の特例ですね。農振法〔農業振興地域の整備に関する法律〕とかあとは都市計画法とか、こういった法律を中心に土地利用計画の特例を集めた部分。三つ目のパーツとしては復興交付金ですね。こちらの関係を集めた

法律っていう3本立てになっているんです。

交付金っていうのは、お金を配るのに必ずしも法律いらないんですね。復興特区法を検討している途中段階から、この交付金もこの復興特区法に乗っけようっていう感じで、あとからついてきたみたいなところがあって。元々は一つ目の復興推進計画の仕組みと二つ目の 土地利用計画の特例のこの2本っていうのが一番最初の頃から検討されてたっていうか、 段々構想として膨らんできた部分なんです。

中でも、二つ目の部分なんですね。というのは、二つ目の土地利用計画の特例っていうことに関しては、震災が起きて比較的早い段階から、少なくともまず農林水産省の中では、土地改良事業の特例はすぐに法案を作るっていう動きになったんですけれども、やはり農地転用とかそういったようなものの関係の特例っていうのが必要になるだろうということでですね。農林水産省内に、検討室のことをタコ部屋って言うんですけれども、タコ部屋がかなり早い段階でできていました。正確にどのぐらいの段階で部屋ができてたかは覚えてないんですけれども、もう5月、6月ぐらいの段階で、当時の農村振興局であったり、あと農地関係だと経営局っていう局があるんですけれども。そこからヘッドは農村計画課長で、農地政策課からも補佐が来たりして、数人の部屋ができて。そちらのほうでそういう農地転用絡みの特例を作ると。そういうのを中心に復興関係の特例法を作るんだという動きがまず農林水産省でありました。

国土交通省のほうは詳しいことは、私はよく分からないんですけれども、国土交通省でも、 その都市計画法関係の特例を作んなきゃいけないっていうのは検討されていたようです。 何と言っても、地震もさることながら津波でもう農地も含めて街並みが全く変わってしま うという状況でしたから。これを再建するのに、土地利用計画の特例が必要だろうっていう 考え方で、この二つ目の土地利用計画の特例みたいなのを作るんだっていう動きがまずー つ大きな流れとしてありました。ただそれはあくまでも農林水産省と国土交通省のほうで あったということで、その時点では私たちはあんまり、少なくとも主体的には関わってなか ったですね。

あと、一つ目の復興推進計画のほうは、当時、和泉洋人〔当時内閣官房地域活性化統合事務局長〕さんっていう内閣官房の国土交通省の住宅系の技官の方で、その後安倍政権とかでもずっと補佐官をされた方なんですけど。和泉さんのほうでとにかく法案作るんだっていうことを言っていて。これはこれで結構和泉さんのほうで動かれてたんですね。和泉さんはそれで動いて、総合特区っていう仕組みがあるんですけれども、これと同じような仕組みを復興でも復興特区っていうかたちで作るべきだっていうことをおっしゃっていたんです。総合特区の担当の参事官が、その後復興対策本部事務局のほうに来る、私と一緒に復興特区

法を作ることになった青木さんだったんです。例えば、青木さんが、飯尾先生のヒアリングとは別に東日本大震災復興構想会議検討部会として、検討部会の先生方が何人もいる所で、総合特区法の説明をするとかですね。そういうようなかたちで、なんとなく総合特区的な仕組みを復興特区でも作るのかなみたいな雰囲気が醸成されるっていうかですね。それで和泉さんのほうは和泉さんのほうで、そういう内容の復興に向けた特例法を作るんだということで動かれていたんですね。

その農林水産省、国土交通省グループと、あと和泉さんが中心となった内閣官房グループみたいな感じで、それぞれで特例法を作るんだみたいな動きがあって。一方で和泉さんはそういうふうに言いながら、自分のところでやる気はなかったんです。そういう中身のものを復興庁で作るべきだと。復興庁はその時はまだ東日本大震災復興対策本部にもなってなかった時期だったんですけれども、和泉さんがいろいろ動かれてたのは、まだ平野達男先生が復興大臣になられる前だったと思います。平野先生は確かその時、防災担当で内閣府のほうに政務で入っていたように思うんですけれども。そこに私とか、あとは当時この復興に審議官で国土交通省から来られていた上田健さんとかが一緒に、これは内容的に、総合特区を持っている内閣官房〔地域活性化統合事務局〕で作ってもらうのがいいということを言いにいこうと思ったら、私たちの前に和泉さんが先に説明に行ったりしていて。和泉さんは、「これは復興のところで作るべきだ」というふうにおっしゃったりとかして。結局それでもう7月に入った。提言〔復興への提言~悲惨のなかの希望~(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議)〕が6月の終わりに出て、そのあと7月に入る頃には、復興対策本部事務局のほうで復興特区法を作るんだろうっていう雰囲気にはなっていたんです。

私は「やれ」って言われてたので、もう最初は「臨時国会すぐにでも出せるように検討しろ」と。まずスケジュール作れと言われたので、中身はないけどじゃあ検討スケジュール作れって言うんだったら作りますよって言って、ワーっとスケジュールだけ作ったりしていました。「こんな感じで本当にできるとは思いませんけどこんな感じです」ってやったりとかして。スケジュールだけ作っていれば仕組みができるわけじゃありませんから。総合特区を担当している参事官が6月の検討部会の場で、総合特区の仕組みはこんな仕組みで、これだといろんな特例が作れるんですみたいなことでいろいろ説明をしていて、私は、またこの人は余計なこといろいろ言うなと思って聞いていたわけですよ。そのあと7月になって、自分たちでやんなきゃいけないということになりました。じゃあそれだったら、あの時に何でもできるみたいなこと言っていた参事官に教えを乞いに行こうと言って、当時対策本部事務局のほうに国土交通省から来ていた、市川篤志さんっていう参事官がいらしたんですけど、彼にちょっとお願いをして青木さんを紹介してもらって、次の週にでも教えてもらいに

こちらから出向こうとしたんですね。そしたら2、3日して、「前島くんちょっと行かなくてもよくなりそうだ」と言われました。というのは、どうも青木さんは総合特区のほうから復興対策本部事務局のほうに異動になるらしいと。教えを乞いに行こうと思ったら向こうがやって来てくれて、一緒にやることになって。そこからは参事官としては青木さんと二人三脚でやっていきました。実際にいろいろものを作るのは企画官とか補佐クラス以下でやっていきますので、そういった人たちが基本法制局に足を運びながら。この一つ目の復興推進計画は、各省にお願いをして特例をとにかくそれぞれ出してもらうと。そして、それを束ねるというかたちで出来上がりました。

二つ目の土地利用計画の部分は、国土交通省と農林水産省の間である程度検討の進んだ ものを、復興特区法の中に入れ込んでしまったというかたちです。

そして、ある程度話が進んだ段階の途中から、最後の復興交付金。これは先ほども申し上げた通り、必ずしもお金の関係は法律がなくても配れますので。そういうこともあって、どうするかっていうのがあったんですけれども。最終的にはこの復興特区法の中に、ある意味三つ目の柱として加わるということでものが出来上がったっていうことですね。

特に一つ目の復興推進計画とか、二つ目の土地利用計画もそうなんですけれども、そういった作業を、復興特区班にも様々な役所から人が来てやっていました。佐藤将年さんのように国土交通省から来てた人もいましたし、私の下にも二人農林水産省から来てた者がいたり。厚生労働省からも、旧厚生省系だったり旧労働省系だったりとかいうような感じで、各役所から来ていました。それぞれ親元の役所に、こういう状況だから特例を出してくれというのをそれぞれ頼んでいって、それを刈り取って復興推進計画の中に入れるというかたちですね。そうすると、そういう特例を出すっていうのは、ある意味制度を崩すっていうことにもなるので、必ずしもいい顔をされないので、結構冷たい仕打ちをされたりして。そんなこともありましたけど。そんなかたちで各役所から各分野で様々な特例を出してもらって復興特区法の原案が出来上がったというかたちです。

復興特区法のことで一番最初に、臨時国会に出す時には冒頭に出すんだということを言われていました。臨時国会というのは非常にある意味たちが悪くて。通常国会だと、大体1月の半ばとか遅くても下旬ぐらいに開会するっていうのは分かるわけですけれども、臨時国会っていうのはいつ開かれるか分からないんですね。別に開かなくてもいいし、開くとしてもいつかっていうのも分からない。いつ頃かよく分からない中で、かなり検討を急がされたんです。さっきも申し上げたとおり、法律のほうは補佐クラス以下が足しげく法制局に通って、各省からいろいろ特例を出してもらってっていうかたちで検討を進めてましたし。あとは、合わせて税制の特例をどちらかというと青木さんがいろいろと面倒を見るっていう

かたちでやってました。両方ともスピード感を持って仕組みを作っていって。結局、臨時国会が開かれるのが結構遅れたんだったかな〔179回(臨時会): 2011(平成23)年10月20日~12月9日〕。確か、最初は9月の終わりとか10月の頭とかには出せるようにしなきゃいけないっていうスケジュールでやってたんですけども、最終的に閣議決定は10月28日でした。最初に言われてたよりはずるずる遅れたっていう感じですね。

5. 国会議員への法案説明

○前島:東日本大震災復興特別区域法と、復興庁設置法とは、一緒に走って、同時に閣議決定するっていうのを目指していたんです。同時並行的にですね。実際には復興庁設置法が4日遅れになりましたけれども。復興庁設置法の検討は、また別のグループがやっていたんです。阪本克彦さんという旧総務庁採用の参事官が担当していました。阪本は高校時代の同級生なんです。

結構、彼と一緒に国会議員の先生方への根回しをやりましたね。根回しは、あんまり青木さんには行っていただかなかったような記憶があります。復興庁設置法とセットで行っていたので、よく阪本とは一緒に行ってたような記憶がありますけれども。でも全部一人でやったわけではないので、復興庁設置法のほうは阪本メインでもう一人どなたか。で、復興特区法のほうは私がメインで青木さんにもちょっと手伝ってもらうっていうような感じだったんじゃないかなと思います。

まあとにかく大変な人数への説明をしましたね。旧民主党っていうのはとてもフラットな組織だったんですね。例えば今の自民党 [自由民主党] とかですと、もちろんいろんな方に法案を出す時に説明して回らなきゃいけないというところは同じなんですけれども、例えば私は農林水産省の人間ですので、農林水産関係で法案を出すというふうになったら、農林部会の先生方の所に説明に行くわけですね。基本的に、事前にいろいろと細かく説明して回るっていうのは、いわゆる役員会っていうものに属しているメンバーの人を中心に説明をしていくわけです。なので、ある程度人数も絞られていくんです。それに対してこの東日本大震災の場合には、もちろん復興に関心を持っていらっしゃる先生方の人数が多いっていう特殊性もありましたけれども、なかなか旧民主党政権においては、この人を押さえたらまず大丈夫っていう方がなかなかいないかたちなので。自民党の先生方がみんなそうかっていうと、もちろんそうじゃないですけれども、結構この先生方を押さえておけば最後はなんとかしてくれるみたいなところがあるわけですね。だから、「俺の所に来てないじゃないか」とかいうようなことになってはいけませんから、そういった先生方の所は精力的に回っ

て、それ以外の先生方の所ももちろん回るわけですけれども。最後はそういった先生方が収めてくれるっていうところがあるんです。でも、残念ながら当時の旧民主党政権は、そういう意味ではフラットっていうか、まさに民主的な政権だと思うんですけれども。部会とかで、その人が重鎮であれ一回生議員であれ、誰かが声を上げるとまさに声の大きいものがその場の雰囲気を制してしまうみたいなところもあったもんですから。政治家の先生方っていうのは自分が説明を受けてないっていうのを一番嫌がるわけですね。だから、俺は聞いてないぞっていうふうに言われるのが一番困るので、とにかくすごい人数のところに説明に行きました。それに加えてやっぱり自民党の先生方にも協力していただかないといけないですから。もちろん今も与党にだけ説明に行くわけではなくて、野党の先生方にも説明に行くわけなのでそこは変わらないんですけれども。とにかく大変な人数の先生方への説明をしに行ったっていう記憶はありますね。それはそれで自分にとってはいい勉強になったって、良かったとは思ってるんですけれども。

案文のあんまり細かな中身について政権からなんか言われたっていう記憶はないですね。 多分、そこまでのものは皆さん分からない。これは民主党に限らず自民党もそうなんですけ ど、被災地に入るっていう意味では、特に民主党の先生方よりは自民党の先生方のほうが盛 んに被災地に入られてたんじゃないかと思うんですね。それこそ、そのあと自民党政権になった時に、例えば谷公一先生とか、あとはお亡くなりになった長島忠美先生とかですね、こういった方々はもう被災して間もない頃から自ら車を運転して救援物資を届けに行ったりされてたわけですし。小泉進次郎先生も、あの頃は若手議員でグループを作って被災地を回るということもされてましたから、随分回ってらしたんです。

6.2011 (平成23) 年11月から_東日本大震災復興特別委員会での法案審議

○前島:10月28日に東日本大震災復興特別区域法案の閣議決定がされたんですが、法案の審議までは結構間が空いちゃったんですよね。11月の下旬ぐらいから法案審議が始まって。これはなかなかしんどかったですね。

なかなかしんどいっていうのは、この時は国会の委員会として東日本大震災復興特別委員会っていうのができて、その委員会にかけられたんですけれども。国会の委員会には特別委員会っていうのと常任委員会っていうのが、大きく分けると二つあるんですね。常任委員会の中でも予算委員会はもう別格で、必要な時はいつでもやるし、必要な時は連日やるんです。でも、大抵の常任委員会は、例えば農林水産委員会だと、定例日っていうのがあって、やっても週に2回とか3回しかやらないんです。例えば衆議院の農林水産委員会でしたら、

基本的な定例日が火曜、水曜、木曜なんです。なので、月曜と金曜は絶対やらないんです。 なかなか3日連続でやるっていうのはやらないんですけど、火曜、水曜、木曜の中で2日や るとかっていう感じ。参議院農林水産委員会が火曜、木曜、金曜なんですけど、金曜日は予 備日ってことになっているんですね。これはよほどのことがないとやらない。なので、衆・ 参合わせると火曜日と木曜日は要注意なんですけれども、次は水曜日ですね。どっちにして も月曜、金曜はやらないです。そういうかたちで日程が組まれるんですけれども、復興特別 委員会は特別委員会なので定例日がないんですね。

実際、この臨時国会の時は、当然復興絡みの補正予算案が審議にかけられて、予算委員会が連日開かれて、そこに東日本大震災復興特別区域法と復興庁設置法が復興特別委員会にかかったんです。午前中から昼ぐらいにかけての時間帯に、毎日予算委員会が開かれるんですね。予算委員会が終わったあと、例えば15時とかそのぐらいから3時間だったりというかたちで復興特別委員会が開かれるっていうのが何日か続くっていうような感じでした。

そうすると、質問取りっていうのを私たちはします。前日に翌日の国会でどういうことを 質問されますかっていうのを聞くんですけれども、質問取りができるのは当然復興特別委 員会が終わってからになりますので、18 時くらいから始まるわけですよ。さすがに夜遅く まで質問取りをやるってことはないんですけれども、でも全ての質問を取ってくるという ふうになると、20時、21時まで平気でかかっちゃうわけですね。そこから答弁を作って、 国会の前には当然レクをしなきゃいけないと。例えば、夜中2時3時、ひどいケースだとも っと遅くまで答弁作成に時間がかかったりしていました。で、翌日の復興特別委員会はまた 15 時くらいから始まったりとかするんですけれども、当時大臣は平野達男先生で、平野大 臣はその前の予算委員会に出てなきゃいけないですから、朝の9時とかに予算委員会に行 かなきゃいけないわけですよ。そっちの予算委員会の関係の対応もありますから、結局その 9時に行く前の時間に、午後の復興特別委員会のレクもしなきゃいけない。ですから午前3 時4時くらいまで最悪の場合働いたりして、朝の8時にはレクをしなきゃいけないってい うかたちですから。そんなに何週間も続いたわけではないんです。衆議院参議院合わせても 業務日で多分 1 週間ぐらいだったと思うんですけれども、それぞれ3日とか4日とかそん なもんですけれども、そういうのが連日続いてっていうかたちでした。夜中2時3時4時と かまで答弁作って、翌朝7時半とかに来て大臣レクして、午後の国会の時には国会にいてと いうことをやるっていうのが何日かありましたので、そういうところで結構苦労したって いう感じでしたね。

12月に一方で復興特区法の審議になった時、もう一人の参事官の青木さんと、「正直なところちょっとがっかりだよね」みたいな話を二人でしたことが何度かあるんですよ。がっか

りっていうのは、自分たちは日帰り1回を除いて全然現場を見てない。それに対して民主党の先生もそうですけれども、特に自民党の先生方は盛んに現場に入ってらっしゃるので、国会審議の時に、もっと現場からの声に根差した、ある意味辛辣ですけども、ある意味非常に参考になるような、こういうようなことを何で検討できないんだとか、そういう鋭い質問が出てくるんじゃないかっていうのを半ば恐れてもいましたし、半ば期待もしてたんですよ。でもふたを開けたら、そういう質問はあまりなかった。

二人とも、もっと鋭い深い質問が来るかなと思ってたら、そこはちょっと拍子抜けってい うんですかね。だからなかなか難しいですね。大きな枠組みであったり、大きな構想である とか、大きな原理原則みたいなところで、こういうようなものであるべきだとかいうような ことを先生方が何かおっしゃるっていうのは、それはできるんだろうとは思いますけれど も。なかなか個別具体の仕組みで、こんな仕組みのものを作るべきだとか、こういう仕組み でやれないのかとかっていうことを、国会議員の先生方に期待するっていうのはですね、そ こはなかなか難しいんだろうなって思いました。それはまさに役人の仕事だと思うんです よね。それをもしやるんだったら、アメリカの仕組みがなんでもかんでもいいとは全然思い ませんけれども、よく言われるのはアメリカの場合だったら、国会議員がスタッフをいろい ろ抱えたりとかしてですね、そこで法律を作ったりとかするとかよく言われます。あれもか なりデフォルメされてる姿だとは思いますけれどもね。そもそも法律の成り立ちが日本と アメリカでは全然違いますから、なかなかアメリカでこうだから日本でも同じようにって いうのはうまくいくとは思えないので。日本の場合には、さっき申し上げたように、先生方 が細かなことをいろいろ言うとか、細かな仕組みをこんな仕組みにしたらとかって言うっ ていうよりは、やっぱり今の行政と立法のそれぞれの役割分担であるとか、あとはそれぞれ の持っている能力とかを前提にすると、国会議員の先生方からは例えば大きな方向性であ るとか、または逆にそれぞれの現場の細かなニーズとか、そういったようなものをいろいろ 指摘をしていただく。既存の仕組みを一番知ってるのはわれわれ役人ですから、われわれは それを受けて、だったらこんなふうにしたらいいんじゃないのかっていうのを考える。われ われが、「ああ、それであれば例えば今の仕組みの中で、こうやってやればできます」とか、 あるいは、「確かにこれはできないので、そこのところをもっと簡単にできるようにこんな 仕組みができないか」とか、っていうかたちで、いろいろ考えて提案すればいいと思います。 そこはそういう役割分担ということでいいんじゃないのかなというふうには思いますけど ね。

ですので、あんまり国会議員の方から、こんな特区を作ってくれとか、こんなことをやってほしいとかっていうのはあんまりなかったと記憶しています。

例えばですね、自民党のとある先生の所に説明に行った時は、いろいろ説明して、先生が開口一番「うん、平野大臣は後藤新平ではなかったな」って、その類のこと言われたんですよ。要はもっとなんか抜本的にですね、もう世の中の仕組みをガラガラポンにするようなっていうようなものとか、復興を一気に進めるようなそういう中身のものであることを自分は期待していたと。後藤新平が関東大震災のあとに帝都復興を志して、ただ実際にはその通りにはならなかったわけですけれども。だから、今回の復興特区法というのがそういうものであることを自分は期待したんだけれども、平野大臣は後藤新平ではなかったなみたいなことをおっしゃった。逆に言うとそういうことかなと思いますよね。そういう大きなところで語ることはできるとは思いますけれども。確かにガラポンにするような法律っていうのは、作ろうと思えば作れなくはないんでしょうけれども、それはある意味、日本の中に新しい国家をまたつくるみたいな話ですからね。逆に言うとそれ以上細かい指摘っていうのが、果たしてどこまでできるのかっていうとこですね。

7.2011 (平成23) 年12月から_復興特別区域基本方針の作成と運用開始

○前島:12 月に東日本大震災復興特別区域法が成立をして、バタバタと復興特区法を機能させるために特に復興推進計画の部分を機能させるためには、国が基本方針を作らなきゃいけないんですね。ですので、復興特別区域基本方針を作るっていう作業を、年末までにやってしまって。そこは法案の最後のところと同時並行的にやっていました。

年明けからは青木参事官と手分けをして各地域で説明会をしました。私が青森県、岩手県、福島県で、青木さんが宮城県と茨城県というかたちでそれぞれ散って。私の場合は青森県庁、岩手県庁。あとは沿岸部ということで岩手県釜石市でも説明会をやったように記憶しています。あとは福島県。福島県の場合は県庁でも説明をした上で、南相馬市と、いわき市にそれぞれ行って説明をしてっていうのを、結局年末から年始にかけてやっていましたね。年始っていっても、もちろん正月の期間は休みましたけど、年明けにかけてっていう感じでやっていたように思います。

そこからは、特に復興推進計画の場合には特例を受けるための計画を県とか市町村とかに作ってもらわなきゃいけないっていうふうになるので。その関係で、特に手取り足取りやったのが、税制の関係の特例だったんですけれども。さっき言った担当地域別で、私は青森県だったり岩手県だったり、福島県も行きましたけれども、この辺りに結構、特に岩手県に足しげく通っていました。青木さんは宮城県であったり、あと茨城県に足しげく通って。実際には、必要な計画をもうほとんど代わって作ってあげるみたいな感じでやるっていう。大

体そういう感じで2011(平成23)年度は終わったかなという感じでしたね。

その代わりそれが終わってしまうと、2011 (平成 23) 年度に比べれば、2012 (平成 24) 年度以降は比較的落ち着いて過ごしてたっていう感じですかね。私の場合は2014 (平成 26) 年の1月まで復興庁にいましたので。

復興特区法自体は、法律を作る時と、運用のし始めが一番エネルギーが必要になるんです。 2012 (平成 24) 年度に入って、少なくともどこも1回は税制特例の関係の復興推進計画は 作りました。1回作ってしまえば、あとは微修正で例えばエリアをちょっと変えるとかいう ようなことですみますので。

8. 宮城県の水産特区の対応

○前島:宮城県の水産特区の関係は、非常に関係者の間ではいろいろ議論の多かった特例なんです。当時の水産庁ともいろいろやり合いながら、結構苦労は多かったんですけど。

元々水産特区っていうのは、養殖の漁業権特例なんです。養殖の漁業権というのは当時優先順位というのがあってですね。漁業権にはいくつも種類があるんですけれども、地引網をするような共同漁業権から始まってですね。その養殖の関係の漁業権っていうのは考え方があって、まずは漁業協同組合に第1順位、だから漁協が手を挙げていたら漁協に漁業権がいくっていうので始まるんですね。そこから始まって、次は確か何人かのその地域のグループみたいなのがあったらそこになります。で、そういった人たちがいない時に、ようやく例えば個人であったり、特に新規参入みたいな人たちですね。あとはなんと言っても、従前漁業権を行使している人がいたら、その人たちが手を挙げたらもうその人たちに漁業権がいくっていう、そういう仕組みだったんです。

これ自体はよく既得権益がどうこうとかって言われるんですけど。特に養殖の漁業っていうのはなんでそうなってたかっていうと、同じ海でも一様ではないんですね。宮城県石巻市の牡鹿半島とかでは、カキの養殖が盛んで、実際それが故に問題になったんですけれども。要するにいい漁場とあんまりよくない漁場ってのがあって。同じ入江になっているような所にいかだを浮かべているわけですけれども、場所によってすごく栄養に富んでる所とそうでもない所っていうのがあるんです。それを漁師さんはみんな知ってるんですけれども。それを、漁協が一括して漁業権を持って、その組合員の中でうまくいかだをローテーションさせると。これは地域によっていろんなルールがあるわけですけれども、誰かがずっといい所を取り続けるとかっていうことがないように、漁協がそれを管理してうまく回してあげるというやり方をしているんです。カキの育て方は、その地域によっていろんな育て方があ

るので、その期間とかに応じて例えば1年ローテーションで場所を変えてクルクル回して みたりとかっていうことをやるっていう。そういう前提で、漁協に一番の漁業権が与えられ ていたんです。

けれども、それに対して宮城県知事、当時も今も村井[嘉浩]知事ですけれども。村井知事が復興のためには漁業権が漁協の既得権益化しているのは問題だということで、復興にあたってこの漁業権の特例を設けるんだということで。東日本大震災復興構想会議の提言の時点で、漁業権のそういう特例を設けるっていうことを、入れていたんですよ。それがそのまま基本方針になり、基本方針になる時も農林水産省との間で大ゲンカになったんですけれども。本省では、この復興構想会議の提言は、なかなか触れなかったわけですよね。方針は政府の閣議決定ですから。水産庁は基本方針になる時に落とそうとしたんですよ。なんですけれども、当然のことながらよほど特段の理由がない限りは落とすことはできないので。その旨説明して、最終的には飲み込んでもらったんですけれども。結構抗議の電話をいただいたりして。耳元でガンガンわめかれて、うるさいから私は机に受話器置いてしばらく

村井知事は、特例を設けて漁協以外の株式会社とかに漁業権を与えるんだということを主張していたんですね。それが盛り込まれた。当時、提言が出るにあたって、村井知事がかなり踏み込んだ、県としての復興の方針みたいなのを出したんです。水産関係で言うと、大きなものの一つが今言った漁業権の特例で、株式会社に漁業権を与えるんだっていうことでした。あともう一つが、県内の漁港を集約して3分の1にするんだっていうことをぶち上げて。港が3分の1になるということは、もう漁業者からすると、今まではすぐ目の前の浜で漁をするっていう、だからそこに住んでいるっていうことだったわけですけれども。それが結局奪われちゃうということを意味しますから、ものすごい反発を受けてですね。ましてや、漁協から漁業権を取り上げてどっかの株式会社とかに漁業権を与えるっていうことは、漁業をやるのは組合員である自分たちですから、これまた自分たちの漁の場が奪われるっていうことを意味するわけですよね。なので、宮城県内ですごい反発が起きたんですよ。

そういうのもあって、水産庁は基本方針の段階で漁業権の特例の話を落とそうとしたんですけれども、もう提言で入ってましたし。当たり前と言えば当たり前なんですけれども、提言を基本方針にする時に、こういう内容でいいですかっていうのを岩手県、宮城県、福島県この3県に諮ってるんですね。うまくいったかは別として、本気で基本方針にする時につぶすつもりがあるんだったら、水産庁は岩手県とか福島県に働きかけて、福島県は難しかったかもしれませんけど、少なくとも例えば岩手県に働きかけて岩手県に反対してもらうと。こんな特例を作られたら自分たちの復興の妨げになるって言ってもらえれば、それを理由

に入れないっていうこともできたかもしれませんけれども、できなかったんですね。できなかったというか、水産庁がそれをやろうとしたとも思ってないんですけれども。結局、岩手県からも福島県からも反対の意見が出なかったので、そこで勝負あったわけですよ。そこを水産庁がどんなにひっくり返そうとしたところで、大勢は決まってるわけですから無理なので、それで最後は飲み込んでもらったんです。

それで、復興特区法の中にも特例を盛り込んでやってもらったんですけれども。漁業権の特区を法案に盛り込むこと自体は、提言にも元々書かれてましたし、特例が盛り込まれたからといってみんなが使うわけではないので。そこでそんなに大きな議論が起きたり、大きな抵抗が生まれたりっていうことはなかったんですけれども。復興特区法の復興推進計画の部分っていうのは、土地利用計画ももちろんそうなんですけれども、県とかが計画を作ってそれを最終的には内閣総理大臣が認定をして、その特例が動き始めるっていう仕組みだったんですね。ですから、宮城県からこういうことで、ここでやりたいんだという計画が出されて、それを内閣総理大臣が認定することによって初めて特例が意味を持つっていうふうな仕組みになっています。特例は宮城県の意向をふまえてできた特例だったわけですけれども、宮城県内でもすごい議論になった。

もう一つ議論になった漁港を3分の1に集約するんだっていうほうについては、これは 私は見ていて村井知事ってのはなかなかすごい人だなと思ったんですけれども。最初バー ンってそういうのをぶち上げたんですね、夏前とかに、5月とか6月の段階だったと思うん ですけれども。ぶち上げた時に、多分知事としてはもっと評価されると思っていたと思うん ですよ。要するに、もう東日本大震災のあのような大きな災害で、しかも三陸っていうエリ アは、かなりの頻度で津波が起きるようなエリアで、かなりの頻度っていうのは3、40 年 に1回大体起きてるんですよね。おまけに過疎化も、もうその時点で進んでいましたから。 令和6年能登半島地震の被災地でもいろいろと議論はありますけれども、そういったとこ ろを考慮して、果たして全部港を元に戻すのかっていうのは、これは結構批判は受けますけ れども、実は本当は政治家としては、やるべき議論じゃないかなと思うんですね。おそらく は村井知事はそれで、3分の1に集約っていうのをぶち上げてはみたものの、まさかあそこ まで反対されるとは思わなかったと思います。ちなみに、福島県は漁港がそんなに多くない んですが、岩手県の達増〔拓也〕知事はそういうことは全く言わず、全部戻すんですという ことでしたから、そっちで議論になることはなかったんですけれども、宮城県では本当にす ごく大きな議論になってですね。ただ、漁港集約のほうは、多分これはまずいなと村井知事 も思われて、そのあと県も復興の計画みたいなのを何段階かにわたって構想みたいなのを 立てたりとかしたんですけど。その度ごとに、その3分の1って言葉のトーンが弱まって、

最後はなくなったんですよ。うまくやるなぁという感じでした。

漁業権の特例のほうはどうなったかっていうと、漁業者の方々多くは反対されてたわけですけれども、一部にそれじゃなかなかうまくいかないよねっていう人たちもいて。結果として宮城県石巻市に桃浦(もものうら)って地区があるんですけれども、そこで手が挙がったんですね。(株)仙台水産が名乗りを挙げて、仙台水産が地元の漁業者を雇い入れるというかたちでですね。桃浦全体をっていうふうではなくて、桃浦の中を一定程度区切って、従来の漁協の漁業権に基づいてカキの養殖をする人たちと、その仙台水産が中心になって作った会社〔桃浦かき生産者 合同会社〕があるんですけれども、そこの社員としてカキの養殖をする人たちとっていうかたちで、湾を区切って、最終的にはやることになったんです。

これをやる中で、桃浦でやるんだっていう話にはなったんですけれども、県内の他の地区 の漁業者が黙っていないっていうか、いい顔しないんですね。桃浦の中でもいろんな議論が ありましたし、当然それ以外のところは全くいい顔しないでですね。本来は、宮城県からの 計画が地元をちゃんとまとめた上で出てきて、それを内閣総理大臣が認定してっていうか たちだったんですけれども。それだと村井知事が、なかなか地元をうまくまとめきれないん じゃないのかと。実際県庁の職員はかなり難渋してたんですよ。なんで難渋してたかってい うと、これははっきり言って今の経済産業省の人たちって漁業者に信用されてないんです ね。ALPS 処理水※の関係で漁業者への説明を、相当な回数やってるんですけれども、なか なか信用してもらえていないんです。その理由はいくつもあるんですけども、その理由の一 つに彼らが漁業者の立場に立ちきれてない。例えば、説明会の回数を何回やりましたとかっ ていうところばっかり声高に語ったりするとかっていうところが、そういうのがあまり信 用を得られない一つの理由だと思っているんです。その漁業権の特区の特例を入れる時、そ の計画を作る時に、村井知事の命を受けて県庁の職員が石巻市のエリアには随分入ったん です。けれども、全然漁業者に響かなかったんですね。なかなか話が進まなかった。村井知 事から当時の平野大臣に電話がかかってきて、なかなか話が進まないので、先に国が認定を 出してくれと。認定を出してもらった上で、要はそれを錦の御旗にして国も認めたんだから お前たちこれをやれっていうかたちで、桃浦を押さえようとしたんです。それで私が呼ばれ て、やれって言われて。私が、いやいや大臣それは駄目ですと、それは絶対駄目ですと。そ んなことやったら地域で完全に割れてしまってちゃんと動かなくなるので、やるんであれ ば地元をちゃんとまとめてもらって、それから、県からちゃんと計画を出してもらってと。 そんな国の威光をかさにきてやるなんていうやり方は絶対にうまくいきませんし、それで やってしまうと、さっき言ったように漁業権を取り上げるっていうことは、漁をしている人 の生活の生業の糧を奪うっていうことになってしまうので、これは地域にとって大変なこ

とに、傷跡を残すことになるから、それは絶対駄目ですって言って大臣室で大ゲンカになりました。「お前の言ってることは水産庁の言ってることと同じじゃないか」と言われて、「いやそうは言われても確かに水産庁と一緒ですけどもそれが正しいから言ってるんです」って言って、大ゲンカになって。当時、今復興庁に戻った中田和幸さんが平野大臣の秘書官をしていたんですけど、二人があまりにもエキサイトして大声で怒鳴り合いをしてるので、びっくりして中に飛び込んでくるくらいの大ゲンカを 1 回やったんです。そしたらその日の午後に、平野大臣に呼ばれて、お前がきょう午前中に言ったことを紙に簡単なメモにまとめろと。これは私の推測ですが、平野大臣は村井知事の政治家としてのセンスというか、それを恐れていたんですね。村井知事にいいように手玉に取られて、マスコミとかに国のせいでこうなったとか、うまくいかなかったとかって言われるのが嫌だったので、それで村井知事の言う通りにしようと思ったんだと思います。なので、村井知事には言わないけれども、副知事に自分から「こういうかたちで動いてくれ」と話をするから、だから自分が副知事に話すセリフを簡単なメモにして早くよこせと言われて。分かりましたと言って、ちゃんと地元をまとめてからにしてくれということを言っていただいて。それでなんとか地元調整の前に認定を出すっていうのは回避できたんです。

先ほど最初水産庁が漁業権の特例の仕組みにすごい抵抗したって言いましたけれども。 われわれ役人というのは、いろんなところで抵抗勢力みたいなことを言われるんですけれ ども、確かにそういうところはあるんです。あるんですけれども、ひとたび方針が決まった 以上はその方針に従って動くっていうのもこれも役人の習性なんですね。

もちろん漁業権の特区をいろいろ動かす時に、全てがスムーズにいったわけではないんですけれども、ここは素直に水産庁のことを私は褒めてあげたいなと思うんですね。その漁業権特区を動かす時にも彼らは、桃浦をはじめとして宮城県に自ら足を運んで説明をして回ったんですよ。これは普通でしたら、石巻市ぐらいだったら東京都から日帰りで行こうと思えば行けるんですね。実際私も日帰りで行きましたけど、行けますから。例えば平日の、例えば13時とかから説明会を組んでもらって、2時間くらいということで漁業者の方々に地区の公民館とかに集まってもらって説明会を開くっていうのがこれがよくやるやり方。まさにこれが県庁の職員がやっていたやり方なんです。

でも水産庁の職員がやったのはそうではなくて、補佐クラスが二人メインになって動いていたんですけれども、1週間ぐらい出張に出てですね、夜とあとは休みの日。休みの日は市場が閉まるので、そうすると漁もしないので、そういう時に説明会を開くんです。昼に説明会を開かれると、漁師の方々って結構早朝に漁に出たりすることが多いので、昼は寝ていたりとかするわけですよ。なので実際その県庁が説明会を開いたりとかしてもですね、パラ

パラとしか人が来ないと。だから結構漁師サイドには、自分たちは必要な説明を全然受けてないっていう、そういう不満がたまっていたんですね。水産庁の人たちはそういうのを分かっていたので、先ほど言ったように夜であったり、漁に出ない日にですね、この日でどうですかっていうので組んでいって。その代わり、もう行ったら数日間出張で帰ってこないといような説明の日程を組んで、説明をして回っていたんです。それで、そういう努力もあって、最終的に結局桃浦だけでしたけれど、桃浦の方々に受け入れられて仕組みを動かすことができたというかたちなんですね。

計画の認定をする時にも一直線に進んだわけではなくて。内閣総理大臣が最終的に認定をするんですけれども、法律上はその前に、担当する大臣、関係行政機関の長って書いていたと思うんですけど、関係する行政機関の大臣に意見照会をするんです。意見を聞いて、いいですよってなったら最終的に認定をするっていうふうになっていましたので。計画の申請は内閣総理大臣宛てにできるんですけれども、それを農林水産大臣に1回、これに対して意見頂戴ねっていうふうに意見照会するんですね。それに対して農林水産大臣が異論はありませんみたいな感じで答えを返してきて、それをもって最終的に認定をするって感じなんです。最初それをやる時に、水産庁から「記者会見とかでもめたくないので、例えば水曜日に復興庁側から意見を照会してもらって、木曜日とかに返すようにしたい」って言われました。「それは絶対駄目だ」と。そんなことをやったら、全然真面目に検討したっていう感じにならないでしょうと。だからちゃんと受け取って、外からみたら数日間ちゃんと検討していました、いろいろ考えた上で返しましたっていう姿勢を見せるためにも、1週間ぐらいは持ってから返してくださいって言って。それで当時の担当課長を説得しました。

こっちはこっちで、いろんなところから変な批判をされるのが嫌だったので。復興庁はどんな対応をしたのか、現地を見たのか、とかって言われた時に、水産庁に聞いたら水産庁がいいって言いましたっていうだけだと、復興庁としてちゃんと検討してないじゃないかと言われかねないので。念のためということで、その時は日帰りで桃浦まで行って、一応現場をばあっと見せてもらって、特に問題ありませんねっていうことで。もちろんいろいろ騒ぎになってもいけないし。あれは確かたまたまだったんですけど、漁協関係の集まりが石巻市の中心部のほうであって、地域の人たちみんなそっちのほうに行ってたんですよ。だからほとんど空っぽの港に行って、県庁の方から説明を受けて帰ってきて。これで何か言われても、ちゃんと現場見たんで、農林水産大臣からも意見も特に異論なしということだったので、これで問題なしということで認定しますっていうふうに答えればいいなっていうのでやりました。

桃浦は今もうまく回ってると思いますよ。思いますよっていうのは、農政局って水産の関

係はタッチしないんですよ。農政局は食品加工っていうところではみられなくはないんで すけれども、漁業は水産庁の出先がない。漁業調整事務所っていうのが仙台市にあるんです けれども。ただこれは、あくまでも広域な漁業の調整とかなんですね。なので、そもそも仙 台漁業調整事務所があんまり桃浦とかそういったことの漁業権の問題に首を突っ込むって いうのはそもそもしませんし、ましてや農政局は水産は担当してないので。ですから私が多 分ちゃんとやってるんだろうなって思うのは、仙台市に来てから、仙台水産の文字が入った カキが売られているのを見たので、ちゃんとやっているんだなと思ったっていうことです。 あと、結局そのあとの漁業法改正の時に、漁業権の特例を漁業法改正に入れることになった んですけれども、それのベースになったんですね。当時の担当課長が、特区が動き始めたあ とに、「あの時はいろいろあったけれども、やって良かった」っていうのは、言ってました から。そんなに人が言うほど既得権益とかっていうものではなかったんですけれども。無風 とまでは言わないけれども、それがある意味当たり前の世界だったんですよ。漁業権は必ず 漁協に与えられて、例えば大手の企業がマグロの養殖をしたりとかする場合って、基本は大 手の企業が漁協の組合員になるんですよ。マグロの養殖の漁業権っていうのは、さっきのカ キの養殖の漁業権とは確か違うんですけども、基本は似たようなものっていうか、漁協に漁 業権が与えられてる。だから、どこかにうまく隙間があればそこにってのはあるんですけれ ども、基本はその漁協の組合員になって、一漁業者として養殖をさせてもらうみたいなかた ちなんですね。そうすると、やっぱり漁協としてはある意味安泰というか、刺激がない世界 になっちゃいますから。だからそこに水産の関係で復興特区とはいえ特例が設けられて、仙 台水産が地元の漁業者に中に入ってもらって、会社作って一所懸命やっていたと。それによ って地域の漁業が刺激を受けたという部分が、結構あったんですね。そこは常に変化をちゃ んとしていくっていうのは、何でもぶち壊せばいいってものではないと思いますけども、世 の中は変わっていきますし、変化をしながら少しずつ発展するといいますかね。いつまでも 昔のままでいいっていうものではなくて、ということは大事なことだと思いますから、そう いう意味でも良かったんだろうと思いますけどね。ただ万能薬ではないっていうことです ね。だからこそ桃浦しかやってないということだと思いますので。

漁港3分の1提案は、結局、最後は3分の1っていう数もなくなりましたし。漁港の数も 実際ほとんど減らなかったんじゃないですか。ほとんど全ての港にちゃんとお金をつけて ほぼ全て戻ったはずですよ。本当の意味で全部戻ったかどうかっていうのはありますけど。 というのはすごい小さな漁港もありましたから。特に牡鹿半島に行くと、桃浦でも港として そんなに大きいわけではないんですね。基本的に湾で養殖をしたり、それに必要な船がちょ っと浮かんでるとかそんな感じですから。青森県から茨城県にかけて、そういう港が本当に たくさんあるんですよね。ですから小名浜みたいな大きな漁港も、もちろん八戸港とかもありますけれども、多くの小さな漁港っていうのは本当に小さいですから。だからそういう所になると、地域の人がいなくなれば別ですけれども、地域の方々が同じ浜に戻るっていうのはなかなか震災のあとはないわけです。かさ上げしたり、ある程度のとこまでひいた上でかさ上げなり防潮堤を造るっていうかたちで、元住んでいたとこからそう遠くない所とかに行ったりすると。そういう中でこの入江は使わないねっていうような所でない限りは、基本的には元いた所を使い続けると思いますから。だから確かほぼ100%戻してたんじゃないかと思います。

※ALPS 処理水:東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと(引用:経済産業省「みんなで知ろう。考えよう。ALPS 処理水のこと」

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps/no1/)

9.2021 (令和3) 年から 東日本大震災からの復興関係の省内とりまとめ

○前島: 私が復興庁にいたのは 2011 (平成 23) 年5月から 2014 (平成 26) 年1月までの2年8カ月だったんです。農林水産省に戻って、農村計画課長が3年半。農村計画課長っていうのは、土地利用をやるところです。ここにいた時には、そんなに震災の関係に関わることが多かったわけではないんですけれども。そのあと総務課長を1年やって、1年秘書課長をやって、2年林政部長をやって。で、2023 (令和5) 年の7月から東北農政局長なんですけど、その前の令和3年から5年のそれぞれ夏の2年間が、危機管理・政策立案総括審議官っていう長ったらしい名前のポストにいたんです。ここの仕事っていうのが、政策立案のほうはいわゆる EBPM [エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案]とか、政策評価とかの仕事ですね。危機管理っていうほうの文脈で、災害対応ですとか、あとは当時だとコロナの関係のとりまとめとか。私が行った時にはもうだいぶある程度落ち着いてきたっていうか、いろいろありましたけれども。少なくとも初出ではない頃でしたから、終盤というか後半ですね。あと大きいのが、東日本大震災からの復興の関係の農林水産省内のとりまとめだったんですよ。なので、またその水産関係を含めていろいろと復興に仕事で関わることが多かったんです。

2023(令和5)年の夏までっていうことで言うと、ちょうど ALPS 処理水の放出に向けているいろ議論がなされていたり、いよいよ放出しますよっていうことで説明を重ねていたりする頃でした。農林水産大臣は、新しく大臣になると必ず最初の頃の出張で福島県に来るんです。その時のコースは大体決まっていて、朝、東京駅なり上野駅を出てですね、いわき

市に入るんです。小名浜の漁港に行って、水産の加工場の2階が会議室とかのスペースになっているんですけれども、そこで漁業関係者と意見交換をして。最後17時ぐらいに、福島市内の県庁で知事と面談をして帰るんです。その間で農業関係の意見交換したりとか、現地を見せてもらったりってとかいう行程を組むっていうのをそのポストでは必ずやるんです。

危機管理・政策立案総括審議官に私がなった時は、もうすでに大臣が野上浩太郎先生になっていたので、野上大臣のあとの金子原二郎大臣が就任された時と、そのあと野村哲郎大臣が就任されたあと。それぞれ一緒に今のいわき市に入ってそこから小名浜港に入って、最終的には福島市から戻るというコースに同行しました。小名浜で二度、一緒に漁業者の方々、漁業協同組合の組合長とかと意見交換するっていう場にいたんですけども。

その意見交換自体はクローズな場なんですね。クローズの場で始まると、本当に皆さん必ずおっしゃるのが、「水産庁はよく私たちの立場に立ってよくやってくれてる。それに引き換え経済産業省は」って。「あの人たちは回数を重ねるだけで、全然自分たちのことを考えてくれない」とおっしゃるんです。やっぱり、東日本大震災復興特別区域法をやった時に、水産庁の職員が、普通だったら東京都から行くのにそんなわざわざ3日も4日もかけて、しかも夜説明会をして回るなんていう日程は組まないと思うんですね。日帰りで昼間に開いて、でも集まってもらえませんでした。またはせいぜいやるとして、例えば1、2箇所やっていったん仙台市まで戻る。または石巻市内まで戻って、翌日また出て行って、昼間に開いて帰ると思うんです。彼らはどこに泊まってたかは知らないですけど、基本的に説明会を夜とか休みの日に開くっていうようなかたちでやっていた。そういう姿勢が、たまたまその水産庁で当時担当だった二人がそうだったっていうことではなくて、水産庁の人たちの風土なんでしょうね。そういうのが、非常に漁業者に受け入れてもらえている理由なんだろうなあっていうのは、そこはとても強く感じました。

10. 職場の雰囲気

○前島:一番大変だったのは、5月に被災地復興に関する法案等準備室に集められて6月末に復興への提言〔復興への提言~悲惨のなかの希望~(平成 23 年 6月 25 日 東日本大震災復興構想会議)〕が出て、7月の下旬に復興の基本方針〔「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)〕というのを出して、そこまでが一番大変だったんです。その時が基本 50 人の体制でやっていたと。次に大変だったのが、東日本大震災復興特別区域法を作っている次の時期。この時は 100 人体制でやっていました。年が明けてからは基本的には 200 人体制で、今の復興庁につながっているんですけれど

t.

一番大変な時は、一番人数が少なかった時なんですけれども。一番みんなでいろいろと、 団結っていうかですね。よく省庁縦割りっていうふうに言われますし、実際われわれはそれ ぞれの役所から数人ずつ派遣されて、それぞれの役所と連絡を取りながらいろいろとやっ ていましたから、だからもちろんそれぞれの役所の看板を背中に背負いながら仕事をして いたわけですけれども。そうでありながら、いろいろやっぱりお互い助け合いながら、よく 省の垣根をそれなりに超えながら一緒にやれていたのも、やっぱり一番最初の 50 人の頃だ ったと思っているんです。よく国土交通省から来ている参事官とか、経済産業省だったり、 いろんな役所の参事官と東日本大震災復興構想会議だとか東日本大震災復興構想会議検討 部会の対応をしている時に、お互いに、ここのところ本当にこれで大丈夫なの?とか、ちょ っとここのところであなたの役所のところを調整してくれないかというので、調整や説得 をお願いしたりとか紹介してくれないかとか。そういうやり取りは、もちろん 100 人体制に なったあともよくやっていましたけれども、そういうのを一番やってた時期っていうがそ の 50 人体制の頃でしたから。あの時は、とにかくやらなきゃいけない命題っていうのが非 常に明確ですからね。とにかく復興につながることをやらなきゃいけないんだというのは、 みんな大なり小なり心の中に持っていましたから。だから、よく協力してやっていたなぁと 思います。ですから、初期の参事官をやっていたメンバーっていうのは、今でも不定期に集 まるんですね。そういう場に御厨先生であるとか飯尾先生とかも来ていただけるので。それ でもコロナもありましたから、一番最近やったのは一昨年ですけどね。

復興に関して、今の令和6年能登半島地震でも同じような体制が必要かっていうと、そこはどうかなとは思います。東日本大震災は、あれだけの被害が出て、エリアもそうですし、規模っていうか額の上でも、あと人的被害の数とかですね、そういう意味でも本当に未曾有の災害ですから。やらなきゃいけない目的っていうんですかね。政策目的みたいなものは、われわれ世代ってそういうのはなかなか明確なものが持ちづらい時代に生きてますから。昔は欧米に追い付け追い越せで、とにかくひたすら上を目指していればいいということだったと思うんですけれども。なかなか今の時代、何をやればいい、何が正解かなんていうのはそんなに明確じゃないですよね。ですから、そういう意味ではモチベーションは高いっていうところはあったと思います。

復興庁の時代が、今になってみると良かったなって思うのは、マネジメントの面がどうだったかというのは分からないですけど、少なくともわれわれ役人の世界だと無難に過ごすっていうのが、一つある意味大事っていうか、地に足ついたやり方っていう感じになるわけですね。それで前例踏襲とか、指示待ちになったりとかってなるわけですけれども。

復興の仕事をやらなきゃいけない時っていうのは、前例をあんまり気にしてると仕事にならないわけですよ。あと良かったのは、私は農林水産省からの出向でしたけれども、私より上の人間が基本的にいなかったんですね。この復興庁も、東日本大震災復興対策本部事務局の時代、その前もそうです。私より上の、農林水産省の人間はいなかったので、対策本部事務局になって峰久幸義さんが初代の事務次官で来られて、最初は統括官が二人。岡本全勝さん、上田健さん。審議官で佐川宣寿さんという感じで上の方がいました。経済産業省からも審議官で伊藤仁さんっていう方が来られたりしていました。どの方も農林水産省以外の方々だったので。農林水産省関係だと、私と同期の今東海農政局長をやってる森〔重樹〕さんがいて、あと8月からは小林祐一さんという農業土木の参事官がいて、この3人が少なくとも赤坂の対策本部事務局の中ではトップっていうかたちでしたから、上に判断を仰ぐとか上の顔を気にするとかっていう必要がなかったんですよね。だからそういう意味でも非常に自由にやらせてもらったっていうか。まぁ、あんまり前例を気にする必要がないので、前どうやってたかっていうことは気にしようがないですから、それよりも何が必要かっていうのを考えて動けましたからね。そういう意味では、非常に良かったかなぁとは思いますよね。

人間って都合よくできてるなとつくづく思うんです。本当に大変だったんですけど、何がどう大変だったのかってあんまりもう覚えてないんですね。そういうのって消えていって、なかでもあの時はこんなことがあったよなとかっていうのが、結構美化されて頭の中に残るわけですよね。もう一度同じことを繰り返したいとは思いませんけれども、あの時代は良かったなっていう気持ちがね。そこは仕事のある意味分かりやすさであったり、上司のことをそんなに気にしなくてもいいとか。もちろん本省とやり取りしなきゃいけないとか、煩わしいことはいろいろあったんですけど。

その辺りは、そのあと農林水産省に戻った時に、ある意味楽になりましたね。組織がしっかりしていますから。課長として戻ると、上に何人もいますから。ですからその人たちの必要な了解を取って、責任はその人たちに取ってもらえばいいので。そういう意味では楽です。でも、言葉を変えればちょっと窮屈っていうかですね、大臣との距離感も全然違いますから。復興大臣は、特に私の時は、松本龍大臣は2週間ぐらいで変わっちゃいましたから、実質2年8カ月の中で二人の大臣ですね、平野大臣と根本[匠]大臣にお仕えしましたけれども、二人ともすごい距離が近かったんですよね。特に平野大臣の時には、もう毎日のように何かいろんなことが起きるっていう時でしたから、毎日のように大臣室に呼ばれていましたし。根本大臣になってからもちょくちょく呼ばれて、大臣と直接いろいろお話をするっていう機会があったんですね。けれども農林水産省に戻ってしまうと、一介の課長がそんな大臣と

毎日のように話をするなんてことは、基本的にまぁないですから。大臣と話すのは基本局長であったり、部長であったりと。そういった人たちについて一緒にお付きで大臣室に一緒に入るとかいうようなのがせいぜいですから。そういう、大臣との距離の違いとかは感じましたよね。

復興庁という組織が事前に想定されてたわけではないですからね。復興庁や、その前の対 策本部事務局を実質的にいろいろ作ることになったのは、田島さんなのかもしれません。で も、田島さんにも大きな構想があって、そうなったわけではないと思うんですね。例えば、 被災地復興に関する法案等準備室であればですね、最初 13 人から始まったんですけれども、 その 13 人は、本当に必要最小限っていうかたちで集められたメンバーだと思うんですね。 どこが声掛けをして、その13人になったのかっていうのはよく分かりませんけれども。13 人が 20 数人になり、私たちが行った時で大体 50 人ぐらいになったんです。少なくともこ の50人ぐらいになるタイミングでは、田島さんから、このぐらいのクラスの人間をこのぐ らい出してくれっていうかたちで各省にお願いをして50人ぐらいになっていますから。そ ういう意味では、田島さんがそういう組織の基を作ったっていうことになるんでしょうけ れども。50人のあとは、夏には100人になって、年明けには200人になっていって、翌年 の2012(平成24)年2月に復興庁はできているわけですが、その2月に復興庁ができた時 に、あるべき姿はこういうもので、そっからバックキャストで8月、夏の段階では100人規 模でこのぐらい、5月の段階では50人規模でこれぐらいっていうふうにしたのではないと 思うんですね。特にこの東日本復興構想会議の相手をするのに、とてもじゃないけどこの13 人ではやりきれないというので、とりあえずはまずは25、6人とかにしておいて。この復興 構想会議の絡みを東日本復興構想会議検討部会も含めて転がすのにやっぱり 50 人ぐらいい るよねっていうので、各省にこのクラスを何人、このクラスを何人っていうのでお願いして 出してもらってというかたちで、規模がだんだん膨らんでいったっというところだと思い ますから。そういう意味では、まぁたまたまなのかなと思いますけどね、いや、分かりませ ん。田島さんに聞いてみたら、いや私が作りましたっておっしゃるかもしれませんけどね。

11. 特例の内容検討方法について思うこと

○前島:特例の内容を検討していた頃に、よその役所の特例で、地元の要望とかで出てきたものがどれだけあるのかっていうのは、う~んどうだろうなという感じですね。ただ、例えば水産特区なんかは、これはもう明らかに宮城県知事が言い始めて、それが具体化したっていうことなので、これは明らかに、もし村井知事がそういうことをおっしゃらなければ、あ

の中身は盛り込まれてないんですね。まあそれが地域発なのかっていうのはありますけど、 村井知事発であるのは間違いないんです。じゃあ他の仕組みがみんな役所だけでできてき たものかっていうと、何が最初だったのかっていうのはあると思うんですけれども。例えば、 土地利用計画の特例の部分でも、あれは役所主導で仕組みができているんです。ただ、それ が地元が全く望まないもの、考えてもいないものだったかっていうとそんなことはなくて。 これはもう早い段階からいろんなところで、例えば農地転用の特例であるとか、都市計画の 関係の特例であるとか、こういったようなものがなければ復興の事業がスムーズに進まな いんだというようなことは随分言われてましたので。ですから、かなり早い段階から、私も 農林水産省から出向して、班としては復興特区班ですけれども、農林水産省からのいわゆる リエゾンとしてですね、農林水産省関係の様々ないろんな課題が生ずると、それを本省と一 緒になっていろいろと対応するということをやってましたから。そういう時によく地域か ら、農地転用の関係が問題とか、林地開発許可だったり、保安林だったりとかいうようなこ とが言われていましたので。ですからあれはあれで、地域の要望に基づくものという言い方 もまたできると思うんですね。

結局、地域の要望に基づくようなものを各省が出せたものもあれば、そうでないものもあるわけですよね。その通りのものを出せない、または出さないっていうのもあったと思いますし。声はあっても気付かないのか、または声はあっても全体の秩序とかを考えてそこまでは踏み込みはしないとかいうのもあったでしょうし。だからそこはいろいろっていうんでしょうかね。

結局、復興庁も寄せ集めなので、復興庁だけで現地のニーズを聞き取って、それぞれの法律の特例とかを考えていくっていうのは、マンパワーから考えて到底無理ですよね。夏の時点で、100人の体制で、われわれ東日本大震災復興特別区域法や復興庁設置法案を検討するだけが仕事ではないんでですね。法律自体を検討している人間ってなると、その中でもそれぞれ10人前後っていう感じになっちゃいますから。だからそこだけで検討するっていうのは、まあ無理ですし。逆にそれを検討するために、例えば1,000人規模の役所にするとかいうようなことが、これまた現実的かっていうと、それはそれであんまり現実的ではないと思うので。また別なやり方はあったのかもしれませんけれども、なかなか他にどんなやり方があったのかってなると難しいかなっていう気がしますね。役所によって、協力的な役所とそうでない役所もありましたし。農林水産省にしたって、最終的にはいろいろそうやってタマ出しをやってますけれども、全面的に協力的だったわけではないですし。そのプロセスにおいては、いろんなことがありましたから。

復興特区法ってそんなにきれいな法律じゃないんですよね。そもそもは三つのパーツが

あるバラバラの法律ですし。特に各省から特例がアラカルトみたいな感じで、メニュー形式 で出てきているっていうのは復興推進計画の部分なんですけれども。これなどは完全に寄 せ集めですから。

ですから、既存の法的な秩序っていうのを重視しながら、復興関係の特例を集めるっていう仕組みとしては、このやり方がベストとは言いませんけど、一つのやり方なんだろうなと思うんですね。なかなか日本の法律ものすごい数ありますから、ですからそれを横串で、ガラガラポンにするような法律っていうのは、口で言うのは簡単ですけれども。それこそ、もうこのエリアについては日本の今の法律の執行を全部停止しますとかにして、一本でガラポンの法律を設けるとかっていうのをやらない限りは、なかなかそれは難しい。実際そんなことができるかっていうと、今日本に現在ワークしてる法律の数って、実質的に何本なのか知りませんけれども、多分1,000本じゃきかないと思うんですね。だからそれを全部執行停止にして、新しい白地に絵を描くみたいなのは、それは言うのは簡単ですけれども、多分できないと思います。そういう意味では、ああいうかたちも一つのかたちかなぁとは思うんです。

でもそういう意味で、元々あの仕組みを作ろうという話が出た時に、具体的にこれでやるんだっていうのが、少なくとも私たちサイドにはあったわけではないんですね。元はといえば、復興推進計画の部分は和泉さんサイドにあったわけですよ。土地利用計画の部分は、農林水産省なり国土交通省に元々の原案があって。だからそういう意味ではたまたまといえば、たまたまとも言えますし。でもそれでもいいのかなとは思いますね。

12.役人に期待されている役割と若手職員の熱意

○前島:もし、当時の政権が民主党ではなくて自由民主党だったとしても、正直なところ、 あんまり変わらなかったんじゃないかなと思います。というのは、復興庁の仕事もそうです し、その前から私は仕事を通じて思っていることで、やっぱりそうだよなって思ったんです けれども。

東日本大震災復興構想会議が、行くと毎回冒頭から紛糾してっていうのを繰り返していて、5月に、復興構想7原則〔平成23年5月10日 東日本大震災復興構想会議決定〕を佐藤慎一審議官を中心に出して。それでその議論が止まるっていうか、ピン留めがされるようになったんですね。あと東日本大震災復興特別区域法も、よし悪しは別として、復興推進計画の部分は和泉さんが総合特区をベースにした仕組みを入れるんだと言い、土地利用計画の特例の部分は国土交通省、農林水産省のそれぞれでですね。農林水産省の場合は、一番そ

ういうこと言ってたのは針原寿朗さんなんです。彼を中心にそういうのでやるんだと言い、 それがベースになって出てきて。なので、思うのは、例えば審議会でいろいろ決まっている ことの多くは、審議会から自然発生的に出ているわけではないんですね。いいかどうかは別 としても、裏方の役人にこういう中身にしようっていうのがある程度あって、土台となるた たき台みたいなものを出して、それに対して、審議会の先生方とかがいろいろ言う。それで 最終的にものが出来上がる。これは審議会に限らずなんでもそうだと思います。要は、最初 のベースになるものを作る人っていうのが、事実上のイニシアチブを握るっていうのはで すね、これは間違いないことで。日本の場合には、今の仕組みとかを前提にすると、その役 割を役人が担うっていうのが適切というか、それが私たちに期待されている役割なんだろ うなと思うんですね。

なので、もし自民党政権の下で復興構想会議みたいなものをやるというふうになったとしたらですね、人選は全く違ったと思います。なにしろ復興構想会議の特に人選は、当時の総理大臣が自分でこの人はっていう人を選んだっていうことは言われてますから。ですから、自民党政権の下で選んでいたら、全然違う人が委員になっていたんじゃないかと思います。それによって提言の中身や方向性が多少変わってくるっていうのはあるとは思いますけれどもね。もしかしたらメンバーの中に日本経済団体連合会の方とか、大学の先生でも全然毛色の違った方が入ってきたりとかして、中身がいろいろ変わるっていうところはあるとは思うんですけれども、おそらくはその場合でも、当時のメンバーであれば佐藤慎一さんが、事実上のイニシアチブを握っていろいろ動かしていったということには変わりはなかったでしょうから。ですから、行き着くところはそう大きくは変わらなかったんじゃないかなっていうふうには思いますね。こう言ってしまうと、ちょっと役人を買いかぶりすぎかもしれません。でも、政権がどうこうよりも、例えばこの提言であれば、佐藤慎一さんでない人が審議官ポストに座っていたらどうだったのかとかいうほうが大きかったかもしれないですね。

それぞれの場面でそうですけれども。名前もあんまり表に出てこなかったような役人が、 他の人間だったらまた違った中身になってるでしょうし、ていうのはあったんじゃないの かなとは思います。

私、結構東日本大震災の対応で若い人たちを見直したんですよ。見直したっていうのもちょっとおこがましいんですけどね。当時もそうなんですけれども、今の若い人たちって結構おとなしいですよね。だからあんまりやる気がないのかなって思っていたんです。どっちかっていうと静かに過ごすというかですね。採用試験で見る学生とかも、ある意味洗練されているんですよ。多くの人が、予備校に通ったりとかして、試験勉強もそうですし、面接の

トレーニングなんかもかなりやって来るので、上手に受け答えをする人が多いんですね。そ の一方で熱意っていうか、そういうものはあんまり感じないっていうか、そつなくこなすけ どっていう人が多いわけです。復興庁に行って、われわれ当時40代前半とかの参事官クラ スが中心になっていたわけですけど、当然その下には若い人たちが来ているんです。この人 たちがあんまりこう熱く何かを語るとか、そういうことをするわけではもちろんないんで すけれども。実は結構、「なんとか復興の役に立ちたいんです」とかですね。田島さんは、 当時結構若手の意見をいろいろ聞いたりしていたんです。そういう中で、例えばどこから来 たかとか、例えば復興庁は仕事が大変なのに超勤手当の出が悪いとか、いろいろそういう不 平不満とかを聞いたりして、それを田島さんが財務省に行って、なんとかしろと言ってくれ たりですね、いろんなことやったりしたんですけれども。そういう中で、三会堂ビルは地番 としては赤坂ですけれども、赤坂で働くんじゃなくてもっと被災地に近い所で自分は働き たいんだ、みたいなことを思ってる若者が意外と結構多くて。青臭いと言えば青臭いんです けれども。でもやっぱりそういう気持ちを持っているっていうのは大事だなと思います。意 外と若い人たちも捨てたもんじゃないと言うとちょっと偉そうなんですけど、結構見どこ ろあるなというので、復興庁の勤務を通じて、結構私の中では、若い人たちに対する見方が 変わりました。ある意味立派ですよね、若い人たちはね。だから何かうまいきっかけを与え て、うまく引き出せればいいのかなと思うんです。

13. 役人の変化として感じること

○前島:最近は、役人に希望を持って役人になる若い人が減ってきてますよね。でも、なかなか難しいですよねえ。私はもう役人生活が終わりに近づいてますからね。いろいろ思うところはあるんですけれどもね。難しいっていうのは、ちょっと世の中自分に都合よく役人に対して求めすぎだと思いますよ。私ももちろん役人になった時は、自分の処遇とかカネとか、そういうことをそんなに考えてたわけではないですけど。まあ今だって別にそんなに考えてるわけではないですけど。でも今、あと2、3年っていう感じのところになると、周りを見渡して、特に若い人たちの立場になって考えてみると、まぁそこまで給料が悪いことはないけれども、そんなにいいかっていうとよくもない。民間企業でも、総合職で入ったからといって、みんながみんな例えば役員になるとか、偉くなるわけではありませんから、いろいろであるのと同じように。例えば私が民間企業に就職していたら、はたしてどうなったのかっていうのは、それは分からないので。だから何とも言い難いところではあるんですけど、ただやっぱり、役所だと例えば事務次官になったところで、年収2000万円とかがいいとこ

なわけですよ。民間企業に行ったら、一流企業のトップはもう軽く億ですからね。民間企業に行った人がみんな一億円プレイヤーになるわけではないですけれども。民間企業でも出世はしなきゃいけませんけど、まあそのクラスにいく可能性があるわけです。しかも昔は役人をやることに、天下国家を預かるみたいな感じで夢があったっていうんですかねぇ。まあそれも漠然としたイメージなんですけれどもね。今に比べると、そこまで役人の勤務実態の情報もなかったですし。もっと言えば、学生は自分も含めて、将来のことをそんなに深く考えてなかったんですよね。なんとなく大学卒業したら就職するよねっていう感じで就職もしてましたし。そんなに深く考えずに、だけどなんとなく自分の夢として、自分は法律家を目指すんだ、弁護士になるんだとか、裁判官になるんだとか、役人になるんだとか、民間企業に行くんだとか、いろんな考えがあったわけですけど。そういうのも、人によっていろいろだとは思いますけれども、深く考えていたわけではないと思うんですよ。ところが今の若い人たちは、大学を受ける時からどこの大学に行くのが就職にいいだろう。就職の時にどこの大学が一番サポートしてくれるだろうというところから始まって、大学生活の中でも何が就職するのに役に立つだろうみたいなことを、常に考えているとまでは言いませんけど、でもまも少なくとも私たちが学生の頃に比べればはるかに考えています。

やっぱり情報もありますし、そこは大きく違いますよね。だから、公務員のベールに包まれてたような部分が、かなり明らかにされちゃうわけですよね。もっと言えば、当時は公務員の処遇でも今よりは良かったわけですよ。給与水準もそうですし。給与水準は、人事院勧告の比較対象が100人以上の企業規模のところから50人以上のところに引き下げられちゃいましたし。退職手当なんかも水準が引き下げられたりとかして、ますますもっと下げられた。それに加えて、国家公務員だと全国異動とか、海外とかも含めて、それが魅力に映る部分もあるわけですけれども。でも多くの人にとっては、特に家庭を持ったりとかするとそれが非常に大きな制約とかになったりするというような状況の中で、あえて国家公務員になるのがいいのか。皆さん方からするとどうか分かりませんけれども。私の時にはですね、例えば私は当時国家公務員のI種で法律職っていうのを受けましたけれども、私の時には、国家公務員 I種法律職を受ける人間が、県庁に併願を出すなんていうことは考えられなかったんですよ。今は普通に併願しますから。別にそれがいけないと言う気はないですけど。一般職の人たちは当時からよく併願していると思うんですけれども、当時はII種ですね。国と県庁と両方受かったら、かなりの確率で県庁に行きますからね。

県庁でも、例えば宮城県だったら、宮城県と仙台市が両方受かったら、かなりの確率で仙台市に行く。それはやっぱり、将来の転勤の可能性とか、処遇もそうですけれども、いろんなことが昔はベールに包まれてたのが、今はいろんな情報が手に入るようになってきて、非

常に皆さん冷静に考えるっていうことでもあると思うんですけれども。そうした時に、なかなか難しいですよね。これは。だから、もうちょっと給料を上げてくれるといいなと思いますけど。

公務員の文化みたいなのも、少しずつ変わってきているような雰囲気はあると思います ね。私は役所に入ってから今年で34年とかなんですけど。入った頃の印象と今の印象って、 私自身が34年を経て随分変わってますから、なんとも言いにくいところはあるんですけれ ども、でも多分、よくも悪くもみんな小者化してますよね。昔の人たちのほうが、偉い人た ちで、いい意味でも悪い意味でも面白い人がいて。豪放磊落だったり、または乱暴だったり。 今の時代だったらこの人絶対パワハラだよねっていうような人が、そこらじゅうにいまし たよね。もちろんパワハラを正当化するつもりはありませんが、ただ、パワハラだよねって いう人がいなくなったのが、本当にいい事なのかっていうことですよね。結局みんないろん な意味で、いろんな方面にある意味猫なで声になっちゃって、もう自分に関わり合いがない ようなところには口を差し挟まない。自分に関わり合いがないっていうのは、もちろん、よ その課のことだったらとかっていうのもあるんですけれども、部下のことにすら口を差し 挟まない。それはプレッシャーをかけないっていう意味ではいいのかもしれないのかもし れませんけども、それでパワハラだって言われてはいけないっていうこともあってですね。 それが全てとは言いませんけれども。結局部下に対してもよきにはからえみたいなかたち で、みんながみんなタコ壺化してっていうようなところも、なきにしもあらずかなと思うん ですよ。もちろん、昔の人がみんながみんな立派なわけでもないですし。少なくとも自分が 受けている印象としては、昔のほうがもっと面白かったよなっていう感じはしますね。

(了)